

石狩市障がい者計画 骨子(素案)

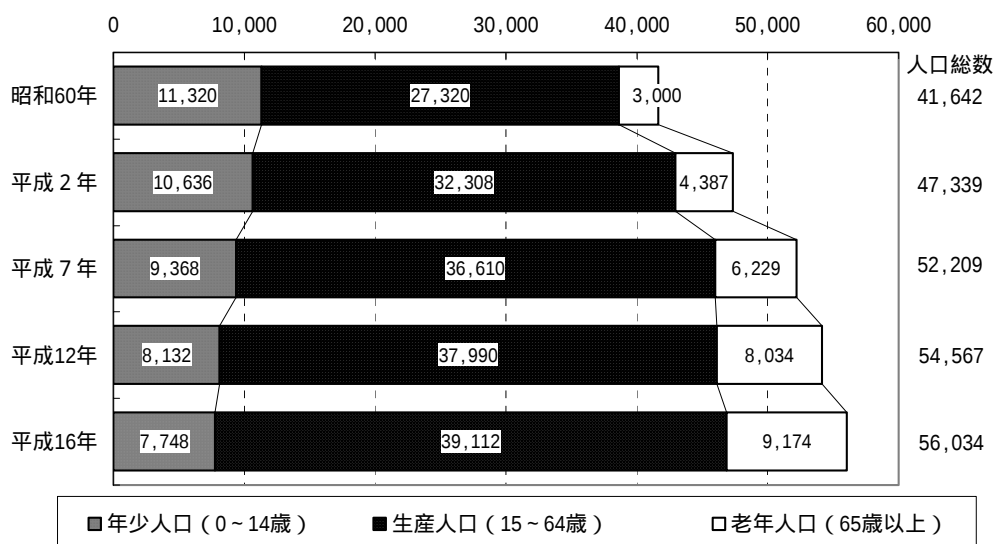
平成16年8月

保健福祉部

人口動態

1 総人口の推移

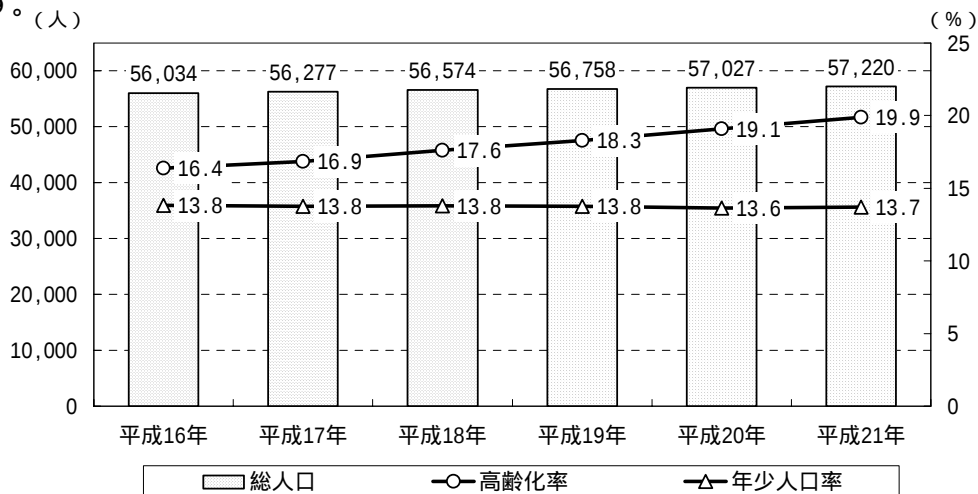
石狩市の総人口は年々微増傾向にあります。また年齢構成に着目すると、65 歳以上人口割合（高齢化率）は年々増加傾向にある一方で、15 歳未満人口割合（年少人口割合）は年々減少傾向にあることから、高齢化が着実に進展している状況にあります。



資料：国勢調査、人口総数に年齢不詳を含む
平成16年は、住民基本台帳人口、4月1日時点

2 将来人口の推計

計画目標年次である平成21年までの将来人口推計によると、本市の人口は今後も増加を続けることが見込まれます。また、65 歳以上の高齢者人口割合は着実に増加する一方で、15 歳未満の年少人口割合はわずかつ減少傾向に歯止めがかかるものと思われます。

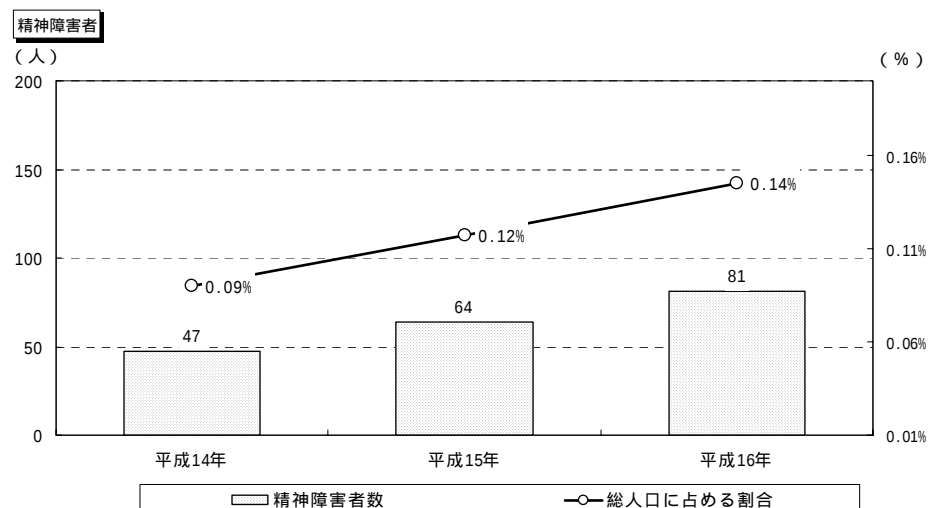
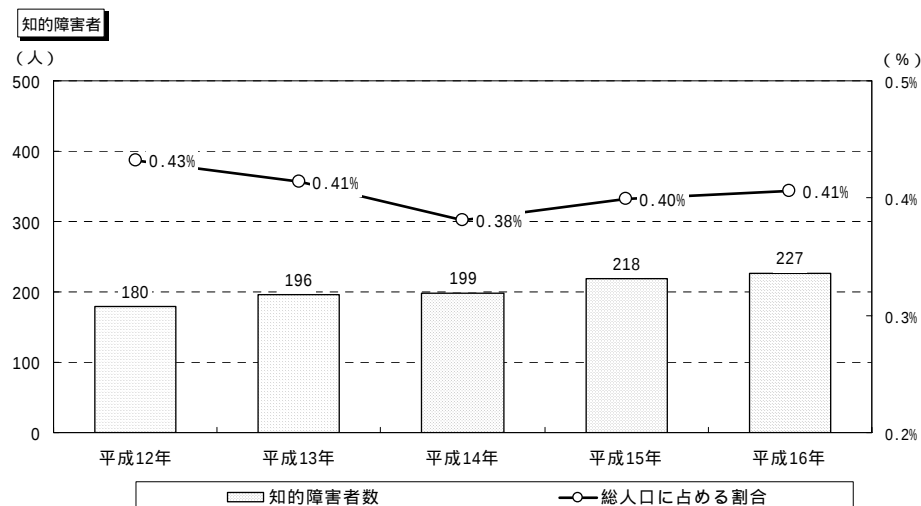
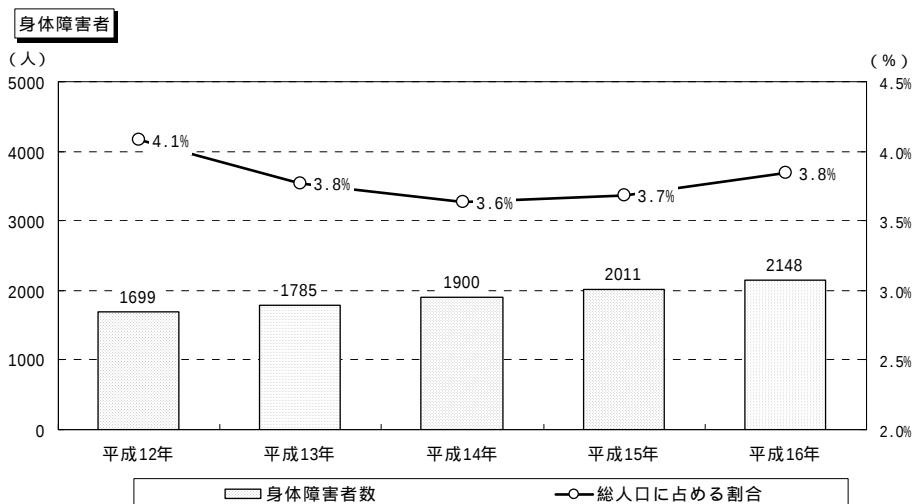


資料：住民基本台帳

(注) 1. 平成16年は住民基本台帳人口（4月1日現在）
2. 平成17年から平成21年はコーホート変化率法により推計（各年4月1日時点）

3 障がい者の状況

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも増加傾向にあり、人口に占める割合も増加しています。身体障害者手帳交付者数は市の全人口の3.8%、療育手帳交付者数は0.41%、精神障害者保健福祉手帳交付者数は0.14%となっています。



1 基本理念

わたしたちは、石狩市の自然と人とまちを愛し、障がいのある人もない人も、すべての市民が、地域の構成員として尊重され、共に支え合うことにより、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指します。

すべての障がい者が、自己選択、自己決定により、地域で自分が望む生活をおくりつづけることができるように、地域全体で支える仕組みを計画的に推進する必要があります。そのため、本計画では「障がいのある人が、地域で自分らしい生き方を自ら選択し、安心して生き活きと暮らしで生活するためのまちづくりを目指して」を基本理念とし、以下の視点を持って計画策定に取り組みます。

（１）利用者本位のサービス等の提供

国の新たな「障害者基本計画」において、“利用者本位の支援”が基本方針の中に位置づけられています。これを具現化していくためには、平成15年度からスタートした支援費制度の利用をはじめ、すべての障がい者が、自分が望むサービス等を主体的に利用できるよう、サービス等の量・質を確保するとともに、障がい者一人一人の生活ニーズに対応するための総合的な支援体制づくりに取り組む必要があります。

（２）地域共生のまちづくり

障がいのある人が、地域で安心して生き活きと生活をおくるためには、障がい者、障がいのない人が、互いの理解を深めながら、共に支え合い、助け合う地域共生のまちづくりを推進する必要があります。

（３）ノーマライゼーションの浸透

障がいのある人が一人の住民として、地域社会の中で、障がいのない人々と同等に暮らすことができる“共生のまちづくり”の実現のためには、その人権が尊重され、地域の一員として責任を分担できるよう、ノーマライゼーションの思想の浸透や権利擁護に係る施策を推進する必要があります。

（４）市民と行政との協働化”の確立のための計画づくり

障がい者福祉計画は、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたるため、施策を個別的に行っていくだけではなく、関係部署・機関とが相互に調整を図りながら連携し総合的、効果的に施策・サービスを実践していくことが必要です。

2 基本目標

(1) 生き活きと自立した在宅生活をおくるために

障がいのある人が、在宅で生活するための基盤となる住居、収入、在宅サービスの量的・質的確保に努めるとともに、社会参加を促進するため、就業支援をはじめ、外出支援、余暇活動等の充実を図るなど、生き活きと自立した在宅生活をおくるために直接必要となる環境を整備します。

(2) 地域で安心して生活をおくるために

障がいのある人が、自己選択・自己決定により、生き活きと自立した在宅生活をおくるために必要なサービスや、日常生活の悩みなどについて、いつでも気楽に相談できる支援体制、権利擁護体制の整備、生活環境のバリアフリー等、障がい者本人及び障がい者を取り巻くすべての人が、安心して在宅生活をおくることができるために必要な環境を整備します。

(3) 地域共生のまちづくりを目指して

障がいのある人もない人も、すべての市民が、安全に安心して生活をおくることができるよう、バリアフリー社会を実現するためには、障がいに対する理解をより深めることが大切です。このため、心のバリアフリーに配慮した啓発広報活動や福祉教育の充実を図るとともに、障がい者の社会参加を支えるボランティア等の有効活用を図り、地域全体で障がい者を支えるシステムの構築を目指します。

3 計画の体系

基本理念

わたしたちは、石狩市の自然と人とまちを愛し、障がいのある人もない人も、すべての市民が、地域の構成員として尊重され、共に支え合うことにより、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指します。



基本目標 1

活き活きと自立した在宅生活をおくるために

【主要施策】

1. 住環境の整備
2. 経済的支援の充実
3. 在宅生活に必要なサービスの充実
4. 就業支援の充実
5. 外出支援の充実
6. 社会参加・余暇活動の充実

基本目標 2

地域で安心して生活をおくるために

【主要施策】

1. 相談体制・機能の充実
2. 情報提供機能の充実
3. 生活環境のバリアフリー
4. 介助者支援の充実
5. 保健・医療・リハビリテーションの充実
6. 保育・教育・学習機能の充実
7. 権利擁護体制の整備
8. 施設から地域への移行の推進

基本目標 3

地域共生のまちづくりを目指して

【主要施策】

1. 障がい者についての理解・啓発の推進（心のバリアフリー推進）
2. ボランティアの活用・育成・支援の充実
3. 障がい者計画の推進体制の充実

計画の方向性

基本目標 1 生き生きと自立した在宅生活をおくるために

検討施策内容

- 1．住環境の整備
- 2．経済的支援の充実
- 3．在宅生活に必要なサービスの充実
- 4．就業支援の充実
- 5．外出支援の充実
- 6．社会参加・余暇活動の充実

施策の方向性

1．住環境の整備

- ・在宅で生活がおくれるように、公営住宅の障がい者入居枠の確保、民間賃貸住宅への入居支援などソフト面での支援を検討します。
- ・知的障がい者及び精神障がい者が地域において自立生活をおくる場として期待されるグループホームの設置を促進します。

ア．住宅改造資金の助成等

イ．グループホーム設置者への支援

2．経済的支援の充実

- ・各種手当や助成制度及び貸付制度により、障がい者の生活基盤の安定確保に努めます。

ア．年金や手当などの充実

イ．医療の助成・給付

ウ．移動に関する費用の助成など

3．在宅生活に必要なサービスの充実

- ・障がい者がそれぞれの障がいの程度・種類、生活環境に応じて必要なサービスが受けられるように在宅サービス等の量的・質的確保を推進します。

ア．ホームヘルプサービスの充実

イ．デイサービスの充実（若年身体障がい者向けは拡充）

ウ．ショートステイの充実

エ．福祉サービス評価の検討

オ．その他生活支援サービスの充実

4. 就業支援の充実

- ・ 障がい者が自立した生活をおくるために、一般就労から福祉的就労まで、多様な就労機会の確保・雇用促進の充実を図ります。

ア．通所授産施設・地域共同作業所の充実

イ．施設や共同作業所の自主製品の販売支援

ウ．一般就労に向けた支援（ジョブコーチ^{※1}、インターンシップ等^{※2}、情報提供）

エ．福祉工場^{※3}の研究

注）1 【ジョブコーチ】

- ・ 障がい者が職場に適應できるよう、ジョブコーチが職場に出向いて、障がい者が仕事に適應するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行う。

注）2 【（障がい者）インターンシップ】

- ・ 障がいのある方が、職場において、「はたらくこと」を具体的に体験し就労状況を確認することによって、働く自信をつけたり、また、受入れ事業所の方には障がいのある方を雇うことについての理解や自信につなげてもらうことを目的とした事業所体験事業。

注）3 【福祉工場】

- ・ 作業能力はあるが、一般企業に雇用されることが困難か、または、就業できないでいる身体障がい者や知的障がい者が、就労し、生活指導と健康管理のもとに、健全な社会生活を営むことを目的とする施設のこと。

5. 外出支援の充実

- ・ 障がい者が自由に地域との交流や社会参加が実現できるように、外出支援の充実を図ります。

ア．外出支援サービスの量的・質的確保

イ．支援費対象外の障がい者に対する外出支援サービスの検討

ウ．外出支援の担い手の養成

エ．手話通訳者派遣の推進

オ．移送サービスの推進

カ．福祉タクシー利用券の交付

6. 社会参加・余暇活動の充実

- ・ 障がい者が地域で生き活きた生活をおくることができるよう、社会参加・余暇活動のメニューの充実や、障がい者の自主的な活動に対する支援、障がい者同士あるいは地域の人と交流できる機会創出の充実を図ります。

ア．障がい者の自主的な活動に対する支援の充実

イ．スポーツ・レクリエーション等の推進

ウ．地域との交流活動への支援

エ．障がい者の居場所づくり（空き店舗の活用などいつでも集える場づくり）

基本目標 2 地域で安心して生活をおくるために

検討施策内容

1. 相談体制・機能の充実
2. 情報提供機能の充実
3. 生活環境のバリアフリー
4. 介助者支援の充実
5. 保健・医療・リハビリテーションの充実
6. 保育・教育・学習機能の充実
7. 権利擁護体制の整備
8. 施設から地域への移行の推進

施策の方向性

1. 相談体制・機能の充実

- ・ 「りんくる」の総合的な相談機能の更なる充実を図り、地域における相談支援の拠点となるような体制整備、活用促進に努めます。
- ・ 障がい者が自らの選択に基づきサービスを利用し、適切なケアマネジメントを受けられるようにするため、障がい者本人、りんくる、事業者、関係機関によるケア会議を推進するなど、ケアマネジメント機能の充実を図ります。

ア．りんくるの活用促進

イ．障がいに対応した相談体制の構築

ウ．ピアカウンセリング^{※）4}の推進

エ．介助者への相談機能の充実

オ．小地域福祉を実現するための担い手育成

カ．ケア会議の推進（ケアマネジメント機能の充実）

キ．地域におけるネットワークづくりの推進

注）4 【ピアカウンセリング】

- ・ ピアとは「仲間」という意味であり、ピアカウンセリングとは、同じ障害がある仲間どうして、お互いが、生活の悩みや将来のことについて、話したり、聞きあったりすること。

2. 情報提供機能の充実

- ・ 障がい者が適切なサービスの選択を行えるようにするため、多様な媒体を活用した情報提供を推進するとともに、障がい者同士あるいは地域との情報交換・交流を促進するための IT の有効な活用方法について検討します。

ア．情報提供手段の多様化

イ．情報バリアフリー化の推進

ウ．障がい者同士等の交流を促進する IT の活用方策の検討

3．生活環境のバリアフリー

- ・ 障がい者が地域で安心・快適な生活がおくることができるように、「石狩市福祉のまちづくり条例」に基づき、生活環境の整備を推進します。また、災害発生時などの緊急時における支援体制の充実を図ります。

ア．建築物・道路・公園などのバリアフリー化の推進

イ．移動環境の整備の推進

ウ．防災対策の充実

4．介助者支援の充実

- ・ 障がい者の介助は、ほとんどが母親が行っているのが現状であり、こうした母親への依存が長期間にわたる結果、障がい者本人が自立して生活するという意欲を喪失し、また、母親も子離れができない原因となっています。
- ・ こうしたことから、障がい者の自立を促し、介助者本人も地域で生き生きと生活できるように、介助者本人に対し、相談機能の充実させ、またレスパイトサービス^{注)5}について検討する必要があります。

ア．レスパイトサービスの検討

イ．介助者への相談機能の充実

ウ．介助者同士のネットワーク作りへの支援

エ．ショートステイの充実（再掲）

注)5 【レスパイトサービス】

・ レスパイトサービスとは、障がい児者をもつ親・家族を一時的に、一定の期間、その障がい児者の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、一息つけるようにする援助である。

5．保健・医療・リハビリテーションの充実

- ・ 障がいの種類・程度や年代に応じ、日常生活における障がいの予防・早期発見あるいは軽減を図るための施策の充実を図ります。

ア．母子保健の充実による障がいの予防・早期発見の推進

イ．障がい者の健康づくりの推進（二次障害の発生予防・対策）

ウ．地域でのリハビリテーションの推進

6. 保育・教育・学習機会の充実

- ・ 障がい児の発達・自立を促すため、障がいの種類・程度に応じた療育、保育、教育の充実を図ります。

- ア．療育体制の充実
- イ．障がい児保育の充実
- ウ．障がい児教育の充実
- エ．教育相談の充実
- オ．学習機会の充実

7. 権利擁護体制の整備

- ・ サービスの適切な利用を支援したり、判断能力が不十分な人などに対し、成年後見制度の利用支援や助言を行う等、権利擁護体制を整備します。

- ア．成年後見制度の利用支援・啓発
- イ．苦情対応体制の充実
- ウ．地域福祉権利擁護事業^{注)6}の利用支援・啓発

注) 6 【地域福祉権利擁護事業】

- ・ 痴呆性高齢者、知的障がい者、精神障がい者等日常生活に不安のある者に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活がおくれるよう、その者の権利を擁護すること

8. 施設等から地域への移行の推進

- ・ 障がい者ができる限り地域で生活できるように、相談機能、社会復帰に向けた支援、各種在宅サービスの充実を図ります。

- ア．デイケアの推進
- イ．精神障がい者地域共同作業所への支援
- ウ．精神保健相談の充実
- エ．ホームヘルプサービスの充実（再掲）
- オ．グループホーム設置者への支援（再掲）
- カ．体験型グループホーム^{注)7}の検討
- キ．入院患者へのケアマネジメント

注) 7 【体験型グループホーム】

- ・ 入所施設から地域で自立した生活をおくるために、一時的にグループホームに入所し、自立生活の体験を行うことのできる施設のこと。

基本目標３ 地域共生のまちづくりを目指して

検討施策内容

- １．障がい者についての理解・啓発の推進（心のバリアフリー推進）
- ２．ボランティアの活用・育成・支援の充実
- ３．障害者計画の推進体制の充実

施策の方向性

１．障がい者への理解・啓発の推進（心のバリアフリー推進）

- ・ 障がい者が地域の中で市民と共に同等に暮らすことができる“共生社会”のまちづくりのため、ノーマライゼーション理念の浸透から、障がい者と市民の交流活動など様々な取り組みを通じ、市民に対する障がい者への理解・啓発を推進します。

ア．ノーマライゼーション理念の普及

イ．障がい者の理解のための教育の充実（ボランティア活動、教育現場としての施設の活用）

ウ．地域との交流機会の確保

２．障がい者団体・ボランティアの育成、支援、活用（担い手支援）

- ・ 障がい者の地域における自立生活支援を推進する団体、ＮＰＯ、市民の有効活用、支援、育成し、地域社会の中で障がい者を支えるシステムの構築を推進します。

ア．障がい者団体の活動への支援・連携強化

イ．ボランティアの育成・活用

イ．小地域福祉を実現するための担い手づくり・支援

３．障がい者計画の推進体制の充実

- ・ 障がい者施策は、医療・保健・福祉・教育・就労・住・生活環境など幅広い分野にまたがっており、個別施策を効果的な推進を図るため、各関係機関、障がい者団体、ＮＰＯ、市民の連携を図り、障がい者をめぐる様々な社会状況の変化に柔軟に対応できる体制を整備します。